事　務　連　絡
令和８年 11 月 25 日

各都道府県水道行政担当課長殿

各国土交通大臣認可｛水　道　事　業　者／水道用水供給事業者｝殿

（各地方整備局等経由）

国土交通省水管理・国土保全局
水道事業課水道計画指導室

水道施設の災害復旧事業における原形復旧の取扱いについて（再周知）

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

水道施設の災害復旧事業においては、災害査定官申合事項に基づき、伸縮性、可とう性又は離脱防止機能を有する管による復旧等についても、原形に復旧するものとみなされます。

ついては、災害復旧事業の実施に当たり、当該取扱いについて改めて周知いたします。

災害査定官申合事項（抄）

昭和40年６月16日
建設省河川局防災課

最終改正　令和８年２月５日　国水防第803号

第１　採択の範囲

十七　水道施設等の取扱いについて

(3) 水道に係る災害復旧事業においては、豪雨による土砂崩れ及び地形地盤の変動並びに地震、火山活動によって生じた復旧であって、伸縮性、可とう性又は離脱防止機能を有する管の布設、池状構造物に付随する弁類が被災した場合に被害の拡散を防止するために必要に応じて行う緊急遮断弁の設置、構造物の耐震性を確保することによる復旧等についても、原形に復旧するものとみなす。

各都道府県におかれましては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者に対して、本件について周知していただくようお願いします。

【連絡先】
国土交通省水管理・国土保全局水道事業課水道計画指導室
TEL：03-5253-8111
E-mail：hqt-shidoushitsu@ki.mlit.go.jp
松井、及川(内線 34437,34440)